

令和4年度ふるさと納税実績報告

寄附件数

64,733件

令和3年度実績=104,928件

令和3年度比較 0.62倍/40,195件減

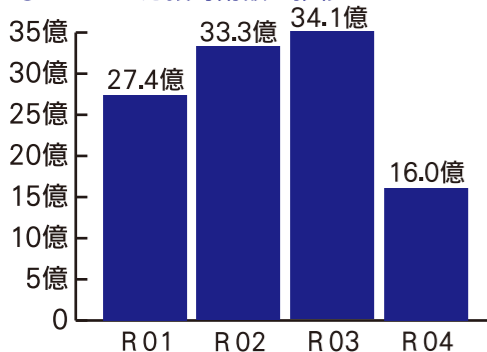
寄附総額

15億9,948万円

令和3年度実績=34億686万円

令和3年度比較 0.47倍/18億738万円減

◎ふるさと応援寄附額の推移



ふるさと納税とは
ふるさと納税は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として、平成20年に始まった制度です。「納税」という言葉がついていますが、実際には都道府県、市区町村への「寄附」です。ふるさと納税では、原則として自己負担額の2000円を除いた全額が所得税および住民税の控除対象となります(ただし、一定の上限があります)。制度開始以来、本市では「枕崎市ふるさと応援基金」を創設し、まちづくり関係の事業に活用してきました。さらに、平成27年度から寄

◎枕崎市ふるさと応援寄附条例

寄附者の想いを反映した魅力的で活力あるふるさと枕崎の構築に資することを目的に、寄附金の管理運用等について必要な事項を定めている条例です。

◎枕崎市ふるさと応援基金

ふるさと納税の寄附金は、返礼品の調達に係る経費を除いて一旦、枕崎市ふるさと応援基金に積み立てられます。その後、取り崩し、ふるさと応援寄附条例で用途が規定されているまちづくりに関する各事業に活用されます。

附者への返礼事業を開始し、枕崎の特産品等を返礼品として送付しています。令和4年度の寄附件数は64,733件となり、令和3年度と比較して0.62倍、40,195件の減となりました。また、寄附総額は15億9,948万円、令和3年度と比較して0.47倍、18億7,388万円の減となりました。いただいた寄附金は、「枕崎市ふるさと応援基金」に積み立て、「枕崎市ふるさと応援寄附条例」で規定する事業に活用しています。

【ふるさと応援寄附額の内訳(用途別)】

1	自然環境保全やまちなみ景観整備など生活環境の整備等に関する事業	195,580,000円
2	快適で便利なコンパクトなまちづくりを目指した都市基盤の整備等に関する事業	26,174,000円
3	農林水産業をはじめとする地場産業や観光の振興等に関する事業	137,771,000円
4	出産・子育て支援をはじめとする福祉の増進や健康増進等に関する事業	242,671,000円
5	教育・文化・芸術・スポーツの振興等に関する事業	111,802,000円
6	市民や地域づくり団体との協働等による市民ぐるみのまちづくり等に関する事業	18,863,000円
7	その他まちづくりに関する事業	11,479,000円
8	用途の指定なし	855,021,000円
9	ガバメントクラウドファンディング(国際芸術賞展)	120,000円

【ふるさと応援基金を事業に活用した総額(令和4年度)】

11億円

【ふるさと応援基金を活用した主な事業(寄附金活用額)】

1	生活環境保全事業 ⇒不法投棄ごみの収集、ヤンバルトサカヤスデのまん延防止および駆除業務など	470万円
2	認定農業者等担い手育成対策事業 ⇒認定農業者等への農業機械購入費助成	2,750万円
3	枕崎ブランド発信事業 ⇒「枕崎ブランド」の情報発信や販路拡大など	1,230万円
4	予防接種事業 ⇒定期予防接種、インフルエンザ予防接種助成	3,810万円
5	子ども医療費助成事業 ⇒中学生までの子ども医療費の自己負担額助成	3,000万円
6	小・中学校施設管理費 ⇒小学校児童用パソコン整備、小・中学校学習ソフト導入経費など	3,570万円
7	ふるさと納税返礼事業 ⇒返礼品調達費用など	2億6,200万円

追加募集

枕崎市役所 職員採用試験

一次

試験日時

1月21日(日)

受付期間

1月4日(木)まで

※詳細は市ホームページでご確認ください。



▲市ホームページはこちら

■問合せ・申込み 総務課職員係 TEL76-1084
〒898-8501 枕崎市千代田町27番地

採用職種・予定人員・受験資格

一般事務職	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校(同等資格を含む)以上の学歴を有する者または令和6年3月までに卒業見込みの者
土木技師	若干名	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかの要件を満たす者 ①学校教育法に基づく高等学校(同等資格を含む)以上の学校で土木(農業土木を含む)の学科を履修し卒業した者または令和6年3月までに卒業見込みの者 ②土木施工管理技士2級以上または測量士もしくは測量士補の資格を有する者
土木技師(育成枠)	若干名	平成10年4月2日以降に生まれた者で、次の全ての要件を満たす者 ①学校教育法に基づく高等学校(同等資格を含む)以上の学歴を有する者または令和6年3月までに卒業見込みの者 ②道路管理・補修等、土木関連のまちづくり業務に関心のある者 ※学科に関する要件はありません。
建築技師	若干名	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかの要件を満たす者 ①一級もしくは二級の建築士の免許を有する者または令和5年度実施の国家試験で取得する見込みの者 ②1級もしくは2級の建築施工管理技士の免許を有する者または令和5年度実施の国家試験で取得する見込みの者
社会福祉士	若干名	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士の資格を有する者または令和6年3月までに資格を取得する見込みの者